

## 広島県告示第八百四十号

平成十八年広島県告示第三百五十一号（土砂災害警戒区域等の指定）で土砂災害特別警戒区域として指定した区域のうち、次の区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定による特定開発行為に係る対策工事等が完了した。

平成二十年十月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 一 土砂災害特別警戒区域の名称

正明寺（五二二九隣―一）地区

### 二 開発区域の名称及び所在地

#### 1 名称

正明寺（五二二九隣―一）地区

#### 2 所在地

広島県福山市赤坂町大字赤坂字正明寺地内

### 三 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

#### 1 住所

福山市神島町一〇番一八号

#### 2 氏名

富士建設株式会社 代表取締役 小林武彦

### 四 特定開発行為検査済証交付年月日

平成二十年十月一日